

エステティックサロン認証基準運用規程第 4.4 版 (2016.1.1 改定) の改定点の説明

1、サロンの申請要件における追加事項 (第六条第 3 項(エ)(オ)(キ)及び第 4 項、第八条(エ)(オ)及び第 2 項、第三十二条(イ)、別紙 4 の追加)

① 申請サロンの技術者の半数以上を当機構の認証試験制度により実施された試験の合格者とする。但し美容ライト脱毛のみ実施しているサロンは除外。

A) 当機構が認証する試験制度は以下のとおりです。

試験名称	試験機関
エステティシャンセンター試験	(一財)日本エステティック試験センター
JEO 認証ソロンエステティック 上級試験	(一財)ソワントータルビューティ試験センター
JEO 認証 AEA 認定エステティ シャン試験	(一社)日本エステティック業協会
JEO 認証 Ajesthe 認定上級エス テティシャン試験	(一社)日本エステティック協会

※認証試験とは JEO のマークの入った合格証が発行できる試験のこと

B) 海外資格 (資格団体または資格制度の詳細書類の提出を要請する場合有)

- i. 日本以外のエステティック関連の国家資格
- ii. いわゆる国際資格等

C) 医師 (日本)

② 当該試験合格者以外の技術者は以下の日本エステティック研究財団等の衛生管理に関する講習の修了証等を所持する。

A) 公益財団法人日本エステティック研究財団が実施または監督する衛生管理に関する講習の修了証 (e-ラーニング等も含む)

B) 看護師、美容師、理容師、あんまマッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士の国家資格

③ 但し①の要件に関しては猶予期間を設け、猶予期間内に条件を満たすための実施計画を提出する。

猶予期間は、新規申請の場合は申請年の翌年末日までとする。

2016 年 1 月 1 日時点で認証を付与されているサロン及び認証申請後のサロンは 2018 年 3 月 31 日までとする。

④ 合理的な理由がなく実施計画を実行しなかった場合は認証を取り消す場合がある。

2、美容ライト脱毛ステッカー掲示のための条件（第九条第3項の追加）

美容ライト脱毛を実施しているサロンは、一部を除いた申請書類を提出し別途審査を受けることで、申請受理以前においても店頭において当機構が定めた「JEO美容ライト脱毛 エステティックサロン認証申請中」のステッカーを掲示することができる。

3、「事業者審査」の時期に関する変更（第十五条第4項・第二十七条第2項・第3項の変更・同条第8項の追加）

- ① サロン認証事業者に対する現地で実施する事業者審査を3年に1回必ず行い、その間更新時期が異なる認証サロンの更新時の事業者審査は免除する。
- ② すでに認証サロンを運営している事業者が新規にサロン認証申請を行う場合の事業者審査は書類審査のみとする。（従前は前年に現地での事業者審査を実施しなかった場合は現地での審査を実施している。）

注：サロン審査は新規及び更新共に現地審査を実施、また事業者審査は現地審査前に書類審査を実施。

例1：継続型サロンを20サロン運営している事業者に、10サロンを2016年に新規審査、2017年に5サロンを新規審査、2018年に5サロンを新規審査する場合。

実施年	従前	改定後
2016年(新規10サロン)	現地にて事業者審査	現地にて事業者審査
2017年(新規5サロン)	書類にて事業者審査	書類にて事業者審査
2018年(新規5サロン)	現地にて事業者審査	書類にて事業者審査
2019年(更新10サロン)	書類のみにて事業者審査	現地にて事業者審査
2020年(更新5サロン)	書類のみにて事業者審査	事業者審査免除
2021年(更新5サロン)	書類のみにて事業者審査	事業者審査免除
2022年(更新10サロン)	書類のみにて事業者審査	現地にて事業者審査

例2：継続型サロンを1サロン運営している事業者に、2016年に1サロンを認証審査する場合。

実施年	従前	改定後
2016年(新規1サロン)	現地にて事業者審査	現地にて事業者審査
2017年(新規なし)	事業者審査なし	事業者審査なし
2018年(新規なし)	事業者審査なし	事業者審査なし
2019年(更新1サロン)	書類にて事業者審査	現地にて事業者審査
2020年(新規なし)	事業者審査なし	事業者審査なし
2021年(新規なし)	事業者審査なし	事業者審査なし
2022年(更新1サロン)	書類にて事業者審査	現地にて事業者審査

4、 認証書及び認証シールの掲示義務（第十八条第4項の追加）

認証サロンは当機構が発行した認証書及び認証シールを当該サロンの利用者が認識しやすい場所に必ず掲示しなければならない。

5、 美容ライト脱毛実施サロンにおける暫定期間の技術者要件の変更（別紙3注3の変更）

2018年3月31日までは、「認定美容ライト脱毛技術者講習会」合格者の下で「美容ライト脱毛安全講習会」合格者の施術を認める。

○2018年4月1日以降は、すべての脱毛技術者が（一社）日本エステティック振興協議会認定の「認定美容ライト脱毛エステティシャン」資格を所有しなければならない。
（変更なし）

○2018年3月31日までの技術者の暫定条件

従前（2015年12月31日まで）	2016年2月1日～2018年3月31日まで
「認定美容ライト脱毛エステティシャン」または「認定美容ライト脱毛技術者講習会」合否試験合格者	安全管理責任者は「認定美容ライト脱毛エステティシャン」または「認定美容ライト脱毛技術者講習会」合否試験合格者 技術者は「美容ライト脱毛安全講習会」合否試験合格者でも可能

以上